

サンプル1 近代太郎の現在の戸籍

全部事項証明	
本籍	東京都品川区大井●丁目●番地
氏名	近代太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成15年11月1日 【改製事由】平成6年法律省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和29年11月1日 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和29年11月1日 【出生地】東京都品川区 【届出日】昭和29年11月4日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和29年11月7日 【受理者】東京都品川区長 【婚姻日】昭和53年10月10日 【配偶者氏名】佐藤花子 【従前戸籍】東京都世田谷区駒沢●丁目●番地 近代太郎 【死亡日】平成30年12月28日 【死亡時刻】午前1時7分 【死亡地】東京都品川区 【届出日】平成30年12月2日 【届出人】親族近代花子
婚姻	【配偶者氏名】佐藤花子 【従前戸籍】東京都世田谷区駒沢●丁目●番地 近代太郎
死亡	【死亡日】平成30年12月28日 【死亡時刻】午前1時7分 【死亡地】東京都品川区 【届出日】平成30年12月2日 【届出人】親族近代花子
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和29年1月27日 【父】佐藤一郎 【母】佐藤和子 【続柄】三女
身分事項 出生	【出生日】昭和29年1月27日 【出生地】東京都世田谷区 【届出日】昭和29年1月28日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和29年1月31日 【受理者】東京都品川区長 【婚姻日】昭和53年10月10日 【配偶者氏名】近代太郎 【従前戸籍】東京都中野区中野●丁目●番地 佐藤一郎 【配偶者の死亡日】平成30年12月1日
婚姻	【配偶者氏名】近代太郎 【従前戸籍】東京都中野区中野●丁目●番地 佐藤一郎 【配偶者の死亡日】平成30年12月1日
戸籍に記載されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和54年2月4日 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和54年2月4日 【出生地】東京都世田谷区 【届出日】昭和54年2月5日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和54年2月12日 【受理者】東京都品川区長 【婚姻日】平成15年11月3日 【配偶者氏名】田中里子 【新本籍】東京都品川区旗の台●丁目●番地 【捨する氏】夫の氏
婚姻	【配偶者氏名】田中里子 【新本籍】東京都品川区旗の台●丁目●番地 【捨する氏】夫の氏
戸籍に記載されている者	【名】二郎 【生年月日】昭和56年5月5日 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】二男
身分事項 出生	【出生日】昭和56年5月5日 【出生地】東京都世田谷区 【届出日】昭和56年5月8日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和56年5月13日 【受理者】東京都品川区長
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 平成30年12月28日 東京都品川区長 ○○ ○○ 職印	

サンプル2 近代一郎の現在の戸籍

全部事項証明	
本籍	東京都品川区旗の台●丁目●番地
氏名	近代一郎
戸籍事項 戸籍編製	【編製日】平成15年11月3日
戸籍に記載されている者	【名】一郎 【生年月日】昭和54年2月4日 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和54年2月4日 【出生地】東京都世田谷区 【届出日】昭和54年2月5日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和54年2月12日 【受理者】東京都品川区長 【婚姻日】平成15年11月3日 【配偶者氏名】田中里子 【従前戸籍】東京都品川区大井●丁目●番地 近代太郎
婚姻	【配偶者氏名】田中里子 【従前戸籍】東京都品川区大井●丁目●番地 近代太郎
戸籍に記載されている者	【名】里子 【生年月日】昭和53年12月4日 【父】田中昭夫 【母】田中佳子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和53年12月4日 【出生地】東京都八王子市 【届出日】昭和53年12月6日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和53年12月13日 【受理者】東京都八王子市長 【婚姻日】平成15年11月3日 【配偶者氏名】近代一郎 【従前戸籍】東京都八王子市晩町●丁目●番地 田中昭夫
婚姻	【配偶者氏名】近代一郎 【従前戸籍】東京都八王子市晩町●丁目●番地 田中昭夫
戸籍に記載されている者	【名】月子 【生年月日】平成16年12月1日 【父】近代一郎 【母】近代花子 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】平成16年12月1日 【出生地】東京都世田谷区 【届出日】平成16年12月2日 【届出人】父 【送付を受けた日】平成16年12月9日 【受理者】東京都世田谷区長
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。 平成30年12月28日 東京都品川区長 ○○ ○○ 職印	

平成15年11月1日に改製されていることから、それより前の戸籍ですべての子の存在を確認する必要がある

花子が近代太郎の配偶者であること、一郎が長男、二郎が二男であることが分かる

婚姻により除籍された一郎の生存が確認できる

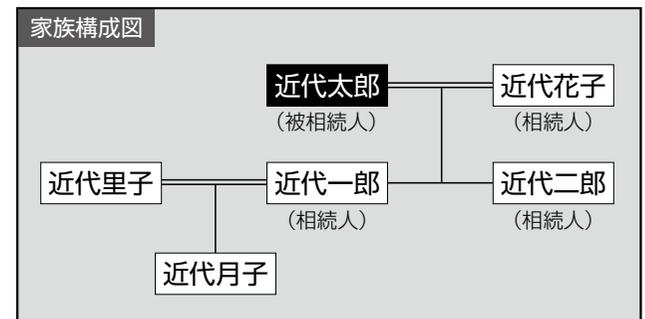
一郎は近代太郎の戸籍から除籍されているため、一郎が筆頭者である戸籍（サンプル2）で一郎の生存を確認する必要がある

家族構成別 必要な戸籍と確認のポイント

ここでは、お客様に提出していただく必要のある戸籍とその確認のポイントを解説します。

尾久陽子 おぎゅう行政書士事務所 行政書士

①配偶者がおり結婚している子がいるケース



相 続人確定のため、何より注目しなければならないのは第1順位となる被相続人の子（直系卑属）が生存しているかです。どんなケースでも被相続人の出生時、または子をなすことが可能となり得る15歳程度以降から死亡時までのすべての戸籍を確認する必要があります。

本ケースの被相続人・近代太郎の戸籍であるサンプル1を見てみましょう。戸籍の筆頭者は近代太郎です。

二郎は生存が確認できるため相続人であることが分かりますが、一郎の身分事項には「除籍」の記載があります。平成15年11月3日に婚姻し、新たに夫の氏を称する新戸籍が編製されたため、この戸籍から除かれたのです。平成15年11月3日以降の一郎の状況については、一郎が筆頭者である戸籍を

取得しなければ分かりません。**改製原戸籍等ですべての子の存在を確認**

サンプル1は一郎の戸籍です。ここで一郎の生存が確認できなかったので、一郎も相続人として確定されません。ただし、これで相続人がすべて確定できたと思うのは性急にすぎます。

サンプル1の戸籍事項欄に注目すると、「平成6年法律省令第51号による改製事由が記載され、改製日は平成15年11月1日とあります。サンプル1は平成15年11月1日から発行日までの期間の戸籍を証明しています。つまり、平成15年11月1日より前の戸籍（改製原戸籍）は他にあるのです。

戸籍が改製される時点で、すでに除籍している者は新戸籍には記載されません。そのため、太郎のすべての子の存在を確認するには、平成15年10月31日以前の改製原戸籍とその戸籍事項を確認しながら、切れ目なく戸籍をさかのぼって見る必要があります。

郎です。筆頭者とは戸籍の最初に記載されている人のことで、「氏名」欄に書かれている人をいいます。一度筆頭者になった人は死亡しても、その戸籍の筆頭者として残ります。太郎の身分事項には「除籍」と「死亡」の記載があり、平成30年12月1日に死亡したことが確認できます。

太郎の戸籍には妻の花子、長男の一郎、二男の二郎が記載されています。被相続人の配偶者は必ず相続人になるため、花子が相続人であることが分かります。

また、一郎と二郎の父が近代太郎と記載されていることから、実の親子関係にあることが分かります。

サンプル2は一郎の戸籍です。ここで一郎の生存が確認できなかったので、一郎も相続人として確定されません。ただし、これで相続人がすべて確定できたと思うのは性急にすぎます。

サンプル1の戸籍事項欄に注目すると、「平成6年法律省令第51号による改製事由が記載され、改製日は平成15年11月1日とあります。サンプル1は平成15年11月1日から発行日までの期間の戸籍を証明しています。つまり、平成15年11月1日より前の戸籍（改製原戸籍）は他にあるのです。

戸籍が改製される時点で、すでに除籍している者は新戸籍には記載されません。そのため、太郎のすべての子の存在を確認するには、平成15年10月31日以前の改製原戸籍とその戸籍事項を確認しながら、切れ目なく戸籍をさかのぼって見る必要があります。